

公正採用選考人権啓発推進員の選任について

鹿島公共職業安定所

（１）公正採用選考人権啓発推進員の役割

公正採用選考人権啓発推進員は、就職の機会均等を確保するという観点に立って、次の事項について中心的な役割を担います。

- ① 公正な採用・選考システムの確立を図ること
- ② 職業安定行政機関との連絡に関すること
- ③ その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること

すなわち、採用方針をはじめ、求人（募集）活動、選考基準、選考方法、採否決定等について、就職の機会均等を阻害していないかどうか点検し、公正な採用・選考等のシステムの確立を図っていただくことが必要です。同時に、求人活動、面接等採用・選考にあたる方々も、同和問題などの人権問題について正しい理解と認識に基づいて業務を遂行してもらわなければなりません。

公正採用選考人権啓発推進員は、これら就職の機会均等の確保を図るため、当該事業所における中心的な役割を果たすとともに、職業安定行政機関との連絡の窓口ともなっていただきます。

なお、「③その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること」については、事業所の自主的な取組みを要請するもので、個々の事業所において必要な対策について計画し、推進していただくことを事業主に委ねています。

（２）公正採用選考人権啓発推進員の選任

公正採用選考人権啓発推進員制度は、国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るため、常時使用する従業員の数がおおむね８０人以上である事業所を中心とし、公共職業安定所が選定した事業所に対して選任を勧奨することとしています。

なお、佐賀県においてはできるだけ多くの事業所に公正採用選考人権啓発推進員を設置いただくのが望ましいため、設置対象事業所の範囲を常時使用する従業員の数が３０人以上の事業所にまで広げて設置勧奨を行っています。